

○航空自衛隊気象ウオーニング規則

昭和 35 年 7 月 25 日 航空自衛隊達第 33 号

航空幕僚長 空将 源田実

改正 昭和 35 年 10 月 14 日 航空自衛隊達第 47 号 昭和 55 年 11 月 4 日 航空自衛隊達第 20 号

昭和 38 年 4 月 16 日 航空自衛隊達第 28 号 昭和 57 年 2 月 7 日 航空自衛隊達第 11 号

昭和 41 年 3 月 5 日 航空自衛隊達第 4 号 昭和 57 年 4 月 30 日 航空自衛隊達第 15 号

昭和 43 年 5 月 15 日 航空自衛隊達第 16 号 平成元年 3 月 16 日 航空自衛隊達第 25 号

昭和 43 年 9 月 24 日 航空自衛隊達第 25 号

昭和 46 年 2 月 3 日 航空自衛隊達第 2 号

昭和 48 年 7 月 31 日 航空自衛隊達第 15 号

昭和 48 年 10 月 16 日 航空自衛隊達第 26 号

昭和 49 年 3 月 29 日 航空自衛隊達第 5 号

航空自衛隊気象ウオーニング規則を次のように定める。

航空自衛隊気象ウオーニング規則

(目的)

第 1 条 この規則は、航空自衛隊気象勤務規則（昭和 35 年航空自衛隊達第 23 号）第 21 条に規定する気象ウオーニング実施の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 気象ウオーニングとは重大な災害発生のおそれある旨を警告して行なう気象の予報をいう。

(気象ウオーニング実施の基準)

第3条 気象ウオーニング実施の基準は次に定めるところによる。

(1) 台風に関しては別表の基準によるものとし、気象状態1の通報については、その予想時刻の少くも6時間前にはこれを行なわなければならないものとする。

(2) その他の気象に関しては基地司令の職にある部隊等の長(分屯基地司令の職にある部隊等の長を含む。以下同じ。)の定めるところによる。

(内容)

第4条 気象ウオーニングは、前条に掲げる気象状態の発生時期、継続時間、強度及び状況の推移等の予報を、発表日時を付して通報するものとする。

(通報の担任区分)

第5条 気象ウオーニングは、気象隊長が、当該基地の基地司令の職にある部隊等の長に対して通報するものとする。

2 航空警戒管制部隊に対しては、航空自衛隊気象勤務規則(昭和35年航空自衛隊達第23号)第19条の規定に準じてこれを行うものとする。

3 気象隊が配置されていない航空自衛隊の基地及び分屯基地に対する気象ウオーニングの実施に関しては、航空支援集団司令官の定めるところによる。

(ブリーフィング)

第6条 気象隊長は気象ウオーニングを行なった場合は、原則として前条の基地司令の職にある部隊等の長又は群司令若しくはその指定する者に対し、所要の気象ブリーフィングを行なうものとする。

(解除)

第7条 気象ウオーニングを通報した気象隊長は、その危険が去つたと判断したときは、ただちに、第5条の区分に従つて解除を通報するものとする。

附 則

この達は、昭和35年8月1日から施行する。

附 則（昭和35年10月14日航空自衛隊達第47号）

この達は、昭和35年10月14日から施行する。

附 則〔昭和38年4月16日航空自衛隊達第28号）

この達は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月5日航空自衛隊達第4号）

この達は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年5月15日航空自衛隊達第16号抄）

1 この達は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則（昭和43年9月24日航空自衛隊達第25号）

この達は、昭和43年10月1日から施行する。〔後略〕

附 則（昭和46年2月3日航空自衛隊達第2号）

この達は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則（昭和48年7月31日航空自衛隊達第15号）

この達は、昭和48年8月20日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和49年3月29日航空自衛隊達第5号）

この達は、昭和49年3月31日から施行する。

附 則（昭和 55 年 11 月 4 日航空自衛隊達第 20 号）

この達は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 7 日航空自衛隊達第 11 号）

この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日航空自衛隊達第 15 号抄）

1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 16 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、平成元年 3 月 16 日から施行する。

別表（第3条関係）

台風に関し気象ウオーニングを行なう基準

気象状態の区分	予 想 時 刻	予 想 風 速
4	72 時間以内	50 ノット又はそれ以上
3	48 時間以内	50 ノット又はそれ以上
2	24 時間以内	50 ノット又はそれ以上
1	12 時間以内	50 ノット又はそれ以上